

X-BORDER JAPAN 出展規約

昭和商事株式会社（以下「主催者」といいます。）は、主催者が運営する X-BORDER JAPAN（以下「本見本市」といいます。）への出展に関して、以下のとおり X-BORDER JAPAN 出展規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

本見本市へ出展する個人、企業、団体等（以下「出展者」といいます。）は、本規約に定められた条件に従って出展を行うものとします。

第1条 本規約の適用範囲及び変更

- 1 本規約は、本見本市への出展に関する出展者と主催者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、出展者と主催者との間の本見本市への出展に関する一切の關係に適用されます。
- 2 主催者は、必要に応じて、本規約の内容の追加、変更又は削除（以下、総称して「変更」といいます。）をすることができるものとします。
- 3 主催者は、本規約の内容の変更をした場合には、出展者に対し、当該変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を通知するものとします。
- 4 主催者は、本規約の変更により出展者又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第2条 個人情報の取扱い

主催者による個人情報の取扱いについては、主催者所定のプライバシーポリシーによるものとし、出展者は、このプライバシーポリシーに従って主催者が個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第3条 出展契約の成立

- 1 主催者は、本見本市への出展を希望する者（以下「出展希望者」といいます。）から主催者に対し出展の申込みがあった場合には、申込内容の確認及び審査を実施の上、審査の結果を出展希望者に通知するものとします。
- 2 出展契約は、主催者から出展可能の旨の通知を受けた後、出展者が本規約に署名又は記名・押印の上、主催者に同規約を返送した時点（又は本規約に同意する旨の電子メールを主催者に送付した時点）をもって、成立したものとします。

第4条 出展料

出展料は、無料とします。

第5条 掲載方法

本見本市への掲載方法は、主催者が決定するものとします。

第6条 掲載期間

掲載期間は、出展契約の成立から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面又は電子メールによる申し出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第7条 本見本市の停止等

- 1 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出展者に事前に通知することなく、本見本市を停止又は中断することができるものとします。
 - 一 本見本市に係るシステムの保守又は点検を緊急に行うとき。
 - 二 コンピューター、通信回線等が事故により停止したとき。
 - 三 火災、停電、天災地変、システム障害、伝染病、戦争その他甲の責めに帰することのできない事由により、本見本市の運営が不可能又は困難となったとき。
 - 四 掲載されたコンテンツにつき、第三者の知的財産権その他の権利を侵害している旨の申立てがなされるなど、第三者の権利侵害のおそれがあると主催者が判断したとき。
 - 五 前各号のほか、主催者が停止又は中断を必要と判断したとき。
- 2 主催者は、前項に基づく本見本市の停止又は中断により出展者又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第8条 権利帰属

- 1 出展者が本見本市への出展のために主催者に提供した商品の写真等の素材（以下「提供素材」といいます。）の著作権、著作隣接権、著作者人格権、商標権（以下「著作権等」といいます。）は、主催者又は第三者に著作権等が帰属するものを除き、提供した出展者に帰属するものとします。
- 2 出展者は、提供素材について自らが第三者へ提供することについての適法な権利を有していること、提供素材に第三者の秘密情報が含まれていないこと、及び提供素材が第三者の権利を侵害していないことについて、主催者に対し表明し、保証するものとします。
- 3 出展者は、提供素材の内容、完全性、正確性、適合性、真実性、適法性及び品質等を、出展者本人の責任において確認及び判断し、その利用に責任を持つものとします。
- 4 提供素材に関し第三者との間で何らかの苦情、紛争その他のトラブルが発生した場合は、出展者の費用と責任において問題を解決するものとし、主催者に何らの迷惑又は不利益を与えないものとします。また、主催者は、提供素材に関するトラブルの処理につき出捐した費用については、出展者に対して求償することができるものとします。
- 5 出展者は、主催者に対し、提供素材を本見本市への出展のために日本国内外を問わず無

償かつ無期限に使用する権利（第三者に対して再許諾する権利も含まれます。）を許諾するものとします。また、出展者は、主催者及び主催者が権利を再許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとします。

- 6 提供素材を除き、本見本市に関する著作権、商標権その他の知的財産権及びそれらに関連するすべての権利は主催者に帰属するものとし、主催者の事前の承諾なく、これらを複製、転載等することはできないものとします。

第9条 保証の否認及び免責

- 1 主催者は、本見本市が出展者の特定の目的に適合すること、出展者が期待する機能、品質又は効果を有すること、出展者による本見本市の利用が出展者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び本見本市に瑕疵がないことについて、一切の保証をせず、一切の責任を負わないものとします。
- 2 主催者は、提供素材の内容、完全性、正確性、適合性、真実性、適法性及び品質等について確認しないものとし、かつ、一切の保証をせず、一切の責任を負わないものとします。
- 3 主催者は、出展者が本見本市に出展したことによって出展者本人に生じた損害、及び他の出展者又は第三者に与えた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第10条 権利の譲渡等の禁止

出展者は、主催者の書面による事前の承諾なく、出展契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、貸与、担保設定その他の処分をすることができないものとします。

第11条 解除

- 1 主催者は、出展者が本規約に違反した場合には、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されないときには、出展契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 2 主催者は、出展者が次の各号のいずれかに該当した場合には、催告その他の手続を要することなく、また、出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに出展契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - 一 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき。
 - 二 支払不能若しくは支払停止又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
 - 三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 四 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき。
 - 五 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 六 手形交換所の取引停止の処分を受けたとき。
 - 七 財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

- 八 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
 - 九 本規約に定める条項につき重大な違反があったとき。
 - 十 その他出展契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
- 3 前2項に基づく解除は、主催者が出展者に対して損害の賠償を請求することを妨げないものとしします。

第12条 秘密保持

出展者は、本見本市に関連して主催者が出展者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報については、主催者の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとしします。

第13条 本見本市の終了

- 1 主催者は、1か月以上の予告期間をもって出展者に通知することにより、出展者の同意を得ることなく、本見本市の全部又は一部を終了することができるものとしします。
- 2 主催者は、前項の定めに従って本見本市を終了する限り、本見本市の終了により出展者又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとしします。

第14条 反社会的勢力との取引排除

- 1 出展者は、主催者に対し、現在、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。
 - 一 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 二 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 三 反社会的勢力であることを知りながらその者に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に関与していると認められる関係を有すること。
 - 四 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 出展者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとしします。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて主催者の信用を毀損し、又は主催者の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

3 主催者は、出展者が本条に違反した場合には、催告その他の手続を要することなく、また、出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに展覧契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

4 前項に基づく解除は、主催者が出展者に対して損害の賠償を請求することを妨げないものとします。

第15条 専属的合意管轄

本見本市への出展に関して主催者と出展者との間で生じた裁判上の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、主催者の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

年 月 日

出展者：

_____ (印)